

農業委員会第13回総会議事録

1. 日 時 令和6年7月12日（金）午前10時00分～午前11時15分

2. 場 所 鈴鹿市役所 本館12階 1203会議室

3. 出席委員（19人）

会長	鈴木 秀	会長職務代理者	森田 昭則		
1 番	前田 和幸	2 番	間崎 孝至	3 番	桐生 五郎
4 番	渥美 利男	5 番	打田 光橋	6 番	浦川 広巳
7 番	山中 進	8 番	阪田 泰久	9 番	市川 正之
10 番	舘 宣一	12 番	平子 伸	13 番	稲田 利幹
14 番	上田 みね子	15 番	豊田 栄美子	16 番	大野 久美子
17 番	小林 登志樹	19 番	鈴木 啓之		

4. 事務局

農業委員会事務局 伊與田次長、坂総務GL、吉村、森
農林水産課 久次米

5. 議事

第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（貸借権）

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）

第5号議案 農地法第5条許可申請の事業計画変更承認申請について

第6号議案 農用地利用集積計画について

報告事項第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告事項第2号 使用貸借契約の解約について

報告事項第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（相続等
届出）

報告事項第 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について

報告事項第 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（所有権）

報告事項第 6 号 農地法第 5 条の規定による届出について（貸借権）

報告事項第 7 号 農地の転用事実に関する照会について（法務局）

報告事項第 8 号 非農地証明願いについて

報告事項第 9 号 時効取得による移転について

報告事項第 10 号 取下願・取消願の承認について

報告事項第 11 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法
人の定期報告について

報告事項第 12 号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法
律によるふれあい農園の廃止願について

6. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第 13 回総会を開会いたします。

議事に入る前に、任命書の交付を行います。6 月 28 日に開催されました鈴鹿市議会定例会におきまして、7 月 1 日より、新たな農業委員として、第 10 ブロック深伊沢地区の舘宣一様が就任することについて承認がありましたので、本日、鈴木会長より任命書を交付いたします。舘さん、会長の前まで、お願いします。

（舘さん 会長の前へ）

事務局

それでは、鈴木会長よろしく申し上げます。

（鈴木会長から舘さんへ任命書 交付）

事務局

ここで、舘委員からご挨拶をお願いします。

館委員（挨拶）

（館委員 着席）

事務局

ありがとうございました。本日より、よろしく申し上げます。また、館委員の議席番号を欠番となっております、10番とさせていただきますので、議席へお進みください。

委員のみなさんのお手元に、館委員に変更しました名簿を配布しておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、鈴木会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

鈴木会長、ありがとうございました。今後の議事進行につきましても、鈴木会長にお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

それでは、お手元の事項書に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第13回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号第8番 阪田泰久様、議席番号第9番 市川正之様をお願い申し上げます。

それでは、議事第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明します。

事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

議案書1ページ、及び別表の農地法第3条の借受・譲受人の農業経営の状況をご覧ください。

まず、1の51番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目は田、現況地目は畑、面積は合計855㎡です。取得後は野菜、果樹を栽培するとの申請です。また、譲受人の農作業暦、労働力、通作距離、従事日数、保有農機具の状況は別表のとおりです。番号ごとに記載しておりますので都度ご参照ください。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、1の63番は国府地区、申請地は八野町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は655㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者及び高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、4の59番は牧田地区、申請地は岡田一丁目地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は546㎡です。譲渡人の農耕作面積が0となっておりますが、こちらの

案件は、令和2年8月17日付で許可された案件の、譲受人に変更があったため取消を行い、再度申請されました。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、5の58番は石薬師地区、申請地は石薬師町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は1,443㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、6の66番は白子地区、申請地は白子町地内、登記地目は田、現況地目は畑、面積は238㎡です。取得後は水稻及び芝を栽培するとの申請です。

続きまして、6の67番は白子地区、申請地は白子町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は307㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、7の44番は稲生地区、申請地は稲生町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は350㎡です。取得後は水稻、野菜及びさつきを栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、8の61番は飯野地区、申請地は安塚町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は365㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、12の60番は玉垣地区、申請地は柳町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は合計212㎡です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、18の64番は井田川地区、申請地は和泉町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は491㎡です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、18の65番は井田川地区、申請地は中富田町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は138㎡です。申請人は現在伊賀市在住ですが、申請地の隣接地に居住する予定です。取得後は果樹を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、23の62番は庄内地区、申請地は西庄内町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は307㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、23の68番は庄内地区、申請地は東庄内町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は合計1,035㎡です。取得後は水稻、野菜及び生花を栽培するとの申請です。

以上、申請件数は13件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第1号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

小林委員

高齢者が農地を取得するケースが増えていますが、高齢者の車の免許証の確認はどうしていますか。高齢者になると免許証の返納が増えてきますし、返納すると農業を続けることが困難になりますので。

事務局

現状、高齢者面接において、地区委員会には健康面等に問題はないかを確認いただいておりますが、運転免許証の確認については行っていません。

議長（鈴木秀会長）

75歳以上の方が新規で農地を取得する場合の免許証の確認は、高齢者面接で対応いただきたい。

議長（鈴木秀会長）

他によろしいですか。別段無いようでございますので、第1号議案は全員賛成で承認いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

議案書3ページ、及び別表の農地法第3条の借受・譲受人の農業経営の状況をご覧ください。

18の28番は井田川地区、申請地は和泉町地内、いずれの登記地目・現況地目とも田及び畑、面積は合計1,846㎡です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。

以上、申請件数は1件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、第2号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。議案書 4 ページ、及び別紙 4 ページ目の位置図をご覧ください。

まず、1 の 44 番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・田、現況地目・雑種地、面積は 314 m²で、一体利用地を含めると、8,147.94 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、4,461.14 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、1 の 56 番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 403 m²です。申請内容は、当該地を資材置場及び駐車場用地とするものです。受人は造園業を営んでおり、既に申請地の隣地を、モデル庭園及び資材置場として利用しておりますが、資材の増加に伴い、更なる保管場所が必要となったことから、今般転用するものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、1 の 62 番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 705 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、322.13 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、1 の 68 番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 1,011 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、432.33 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、1 の 69 番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は 1,005 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、381.60 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、1 の 71 番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 1,001 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、386.01 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、1 の 72 番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 684 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、338.63 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、1 の 74 番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は 345 m²です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。受人は隣地にて、6 名で車を 5 台保有しており、駐車スペースに苦慮していたことから、今般同地を駐車場用地として転用するものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、1 の 75 番は国府地区、申請地は住吉町地内、登記地目・現況地目と

もに田、面積は1,038 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、432.48 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、1の77番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は945 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、457.92 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、1の80番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は1,537 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、549.50 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、3の30番は加佐登地区、申請地は高塚町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は1,978 m²です。申請内容は、当該地を社会福祉施設用地とするものです。受人は、市内で障害福祉サービス事業などを経営しており、当該地周辺での利用者が見込まれるため、今般新たに転用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。なお、こちらは1,000 m²を超える案件の為、5月10日に現地確認を実施しています。

続きまして、3の59番は加佐登地区、申請地は高塚町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は1,761 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、529.18 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、3の60番は加佐登地区、申請地は加佐登一丁目地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は482 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、344.83 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、3の64番は加佐登地区、申請地は加佐登一丁目地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は1,143 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、416.89 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、9の76番は河曲地区、申請地は十宮二丁目地内、登記地目・現況地目とも田、面積は912 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、432.33 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、10の58番は一ノ宮地区、申請地は高岡町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は1,032 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、518.98 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、10の84番は一ノ宮地区、申請地は北長太町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,487 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とする

ものです。パネル設置面積は、366.32 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、16の86番は天名地区、申請地は御菌町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は568 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、274.74 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、17の70番は合川地区、申請地は徳居町地内、登記地目・現況地目とも田が1筆、畑が1筆、合計面積は773 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、380.86 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、19の57番は久間田地区、申請地は下大久保町地内、登記地目・畑、現況地目・田、面積は3,033 m²です。申請内容は、当該地を家畜埋却予定用地とするものです。受入は隣地で養鶏業を営んでおりますが、家畜伝染病予防法及び同法施行令の求めるところにより、鳥インフルエンザが発生した際に、迅速な防疫措置を実施できるよう、埋却地を予め確保するものです。農地区分は、農用地で、原則転用を許可しない農地ですが、すでに農業用施設用地となっているため、例外的に許可するものです。なお、こちらは1,000 m²を超える案件の為、7月10日に現地確認を実施しています。

続きまして、22の78番は鈴峰地区、申請地は伊船町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は829 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、380.86 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、22の81番は鈴峰地区、申請地は小岐須町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は1,379 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、388.40 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、23の63番は庄内地区、申請地は西庄内町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は901 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、305.28 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、23の65番は庄内地区、申請地は東庄内町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は436 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、277.22 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、23の66番は庄内地区、申請地は西庄内町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は941 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、375.71 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、23 の 67 番は庄内地区、申請地は西庄内町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は 949 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、345.98 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、23 の 73 番は庄内地区、申請地は西庄内町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は 657 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、333.13 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、23 の 85 番は庄内地区、申請地は東庄内町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は 980 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、427.38 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

以上、申請件数は 29 件、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 3 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、第 3 号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 4 議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の貸借権について説明致します。

議案書 9 ページ、及び別紙の位置図の続き 33 ページ目をご覧ください。

まず、3 の 25 番は加佐登地区、申請地は高塚町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 199 m²です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、5 の 24 番は石薬師地区、申請地は石薬師町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 299 m²です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、10 の 23 番は一ノ宮地区、申請地は高岡町地内、登記地目：田、現況地目：畑、合計面積は 442 m²です。申請内容は、当該地を農家住宅用地とするものです。農地区分は、第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当するため、例外的に許可し

得るものと考えています。

続きまして、19の26番は久間田地区、申請地は下大久保町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は2,246㎡となります。申請内容は、当該地を砂利採取用地（一時転用）とするものです。農地区分は、第1種農地と判断されます。第1種農地は転用を原則として許可しない農地ですが、一時的な利用に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。許可期間は1年です。なお、こちらは1,000㎡を超える案件の為、7月10日に現地確認を実施しています。

以上、申請件数は4件、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第4号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

森田委員

集落に隣接する場所というのは、集落からどれぐらいの距離を言うのですか。

事務局

基本的には、隣り合わせです。隣接に家・宅地があるということが基準になります。

議長（鈴木秀会長）

他によろしいですか。別段無いようでございますので、第4号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第5号議案 農地法第5条許可申請の事業計画変更承認申請について事務局より説明いたします。

事務局

第5号議案 農地法第5条許可申請の事業計画変更承認申請について説明致します。議案書10ページ、及び別紙の位置図の続き37ページ目をご覧ください。

1の10番は、太陽光パネル設置用地として令和5年12月18日付け第9-137号で許可いたしました事業計画の一部を変更したい旨の申請です。今回の申請は、事業計画敷地の変更です。計画内容としては、本来農地転用の許可が必要な事業敷地が、前回の許可申請時に漏れていたため、先ほど説明いたしました5条所有権1の44番のとおり、新たに転用申請を行うとともに、既に許可済みの事業については、計画の変更申請を行うものです。

以上1件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第5号議案につきまして、何かご意見ご異議

ございませんか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、第5号議案は、全員賛成で承認いたします。
続きまして、第6号議案 農用地利用集積計画についてでございます。農用地利用集積計画（案）の10ページ18番は、〇〇委員及び〇〇委員に関連する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、〇〇委員と〇〇委員の退席を求めます。

〈〇〇委員・〇〇委員 退席〉

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局より説明いたします。

事務局

第6号議案 農用地利用集積計画について、A4横別冊の農用地利用集積計画書により説明します。計画書の10ページ目をお開きください。18番は、栄地区で使用貸借です。

以上の内容は、従事日数など、令和5年4月1日改正による農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づく改正前の同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、すべてで権利関係者が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。なお、附則第5条には、施行後2年間は従前の例によることができる旨規定されていることを申し添えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、この議案は、全員賛成で承認いたします。

それでは、〇〇委員と〇〇委員の着席を求めます。

〈〇〇委員・〇〇委員 着席〉

引き続き、集積計画13ページの23番は、〇〇委員に関連する案件となりますので、〇〇委員の退席を求めます。

〈〇〇委員 退席〉

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

つづきまして、13ページ目をお開きください。23番は、椿地区で使用貸借です。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ござい

ませんか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、この議案は、全員賛成で承認いたします。

それでは、〇〇委員の着席を求めます。

〈〇〇委員 着席〉

引き続き、集積計画 16 ページの 34 番は、〇〇委員に関連する案件となりますので、〇〇委員の退席を求めます。

〈〇〇委員 退席〉

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

つづきまして、16 ページ目をお開きください。34 番は、庄内地区で使用貸借です。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、この議案は、全員賛成で承認いたします。

それでは、〇〇委員の着席を求めます。

〈〇〇委員 着席〉

それでは、残りの第 6 号議案について、事務局より説明いたします。

事務局

計画書の 1 ページ目に戻ってください。計画書 1 ページ目は、国府地区です。

1 番は、解除条件付きの、使用貸借です。2 番は、解除条件付きの、2 筆合計で 8 千円の金納です。

2 ページ目は、庄野地区です。3 番は、米 30kg の物納です。

3 ページ目は、牧田地区です。4 番は、米 60kg の物納及び使用貸借です。5 番は、米 40kg の物納です。

4 ページ目からは、稲生地区です。6 番から 8 番は、中間管理機構をとおした使用貸借です。9 番、10 番は、中間管理機構をとおした米 20kg の物納です。

6 ページ目は、河曲地区です。11 番は、使用貸借です。12 番は、米 30kg の物納です。

7 ページ目からは、一ノ宮地区です。13 番、14 番は、米 25kg の物納です。15 番は、7 筆合計で米 40kg の物納です。

8 ページ目は、箕田地区です。16 番は、米 10kg の物納です。

9 ページ目は、玉垣地区です。17 番は、米 50kg 相当の金納です。

11 ページ目は、合川地区です。19 番は、使用貸借です。20 番、21 番は、米 30kg

の物納です。

12 ページ目は、久間田地区です。22 番は、使用貸借です。

13 ページ目は、椿地区です。24 番は使用貸借です。25 番 3 筆合計で茶 1kg の物納です。

14 ページ目は、深伊沢地区です。26 番、27 番は使用貸借です。28 番、29 番は 1 万円の金納です。

15 ページ目は、鈴峰地区です。30 番から 32 番は使用貸借です。33 番は、27,472 円の金納です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 6 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、第 6 号議案は全員賛成で承認いたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項第 1 号から第 12 号につきまして一括して事務局より説明いたします。

事務局（議案書説明）

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項第 1 号から第 12 号の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告いたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございませんか。

間崎委員

報告事項 11 農地所有適格法人の定期報告について、農地を荒らしていた場合はどうなるのか。要件については、すべて適となっているが。

事務局

基本的に 4 つの要件で審査しています。そのため、法人には毎年 1 回書類を提出してもらっています。委員ご指摘の報告があれば、指導させていただきます。

議長（鈴木秀会長）

他によろしいですか。別段無いようでございますので、報告事項を終了します。以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。